

1. あり 2. なし

(具体的に

)

4-12. 給与削減の動きはありますか。

1. あり 2. なし

4-13. 指定管理者制度への動き（公設公営のみ）はありますか

1. あり 2. なし

4-14. 職員の配置・採用等についての問題点はありますか（複数回答可）。

1. 募集をしても人が集まらない。 2. よい人材が集まらない。
3. 職員が定着しない（離職者が多い）。 4. 仕事量(内容)に対して配置数が不十分

(注)その他・児童福祉施設最低基準第38条2の一、三、五に該当する者

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者をおかななければならない。

2 児童の遊びを指導するものは、つぎの各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの。

三 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等の資格を有すると認定したものであって、2年以上児童福祉事業に従事したもの。

五 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事（指定都市にあっては市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。））が適当と認めた者

イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

5. 学童保育（放課後児童クラブ）についてお聞きします。

（当てはまるところに、○または必要事項をご記入ください。）

5-1. 学童保育設置の有無

1. あり 2. なし

* ありと答えられた方は、6-2～13までの質問にお答えください。

5-2. 学童保育の運営形態、実施場所、設置数

| 運営形態 | 設置場所 | 設置数 | 運営主体 | 設置数 |
|--------------|-------------|-----|---------------------|-----|
| 1 公設公営 ヶ所 | ・学校の余裕教室 | | | |
| | ・児童館・児童センター | | | |
| | ・学校敷地内専用施設 | | | |
| | ・民家・アパートなど | | | |
| | ・保育所 | | | |
| | ・幼稚園 | | | |
| | ・その他（ ） | | | |
| 2 公設民営 ヶ所 | ・学校の余裕教室 | | 1 社会福祉協議会 ・事業団など | |
| | ・児童館・児童センター | | 2 社会福祉法人 | |
| | ・学校敷地内専用施設 | | 3 NPO | |
| | ・民家・アパートなど | | 4 企業 | |
| | ・保育所 | | 5 その他 () | |
| | ・幼稚園 | | | |
| | ・その他（ ） | | | |
| 3 民設民営 ヶ所 | ・学校の余裕教室 | | 1 社会福祉協議会 ・事業団など | |
| | ・児童館・児童センター | | 2 社会福祉法人 | |
| | ・学校敷地内専用施設 | | 3 NPO | |
| | ・民家・アパートなど | | 4 企業 | |
| | ・保育所 | | 5 その他 () | |
| | ・幼稚園 | | | |
| | ・その他（ ） | | | |

雇用形態

| 雇用形態 | 人数 | 給与・賃金 | 勤務時間 | 社会保険 | 雇用保険 | 資格要件 (複数回答可) |
|-------|-----------|-----------------------------------|---------|------------|------------|--|
| 正規職員 | 名 | ・月給 (円) ・日給 (円) ・時間給 (円) | h /週 | ・あり ・なし | ・あり ・なし | ・保育士 ・教員免許 ・その他(注) () ・不要 |
| 非正規職員 | 直接雇用 名 | ・月給 (円) ・日給 (円) ・時間給 (円) | h /週 | ・あり ・なし | ・あり ・なし | ・保育士 ・教員免許 ・その他(注) () ・不要 |
| | 間接雇用 名 | ・月給 (円) ・日給 (円) ・時間給 (円) | h /週 | ・あり ・なし | ・あり ・なし | ・保育士 ・教員免許 ・その他(注) () ・不要 |

(注)その他・児童福祉施設最低基準第 38 条 2 の一、三、五に該当する者

第 38 条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者をおかなければならない。

2 児童の遊びを指導するものは、つぎの各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの。

三 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等学校を卒業した者、同法第 56 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等の資格を有すると認定したものであって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの。

五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事(指定都市にあつては市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。))が適当と認めた者

イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 67 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

5-3. 学童保育に関する条例・要綱の有無

1. あり 2. なし

5-4. 所管はどこですか。

1. 福祉部関係 2. 教育委員会 3. その他()

5-5. 対象学年

1. 1~3 年生 2. 4 年生以上も受入れ

5-6. 入所定員

40 人以下 _____ 箇所 41 人以上 70 人以下 _____ 箇所 71 人以上 _____ 箇所

5-7. 障がい児保育の有無

1. ある 2. ない

※ あると答えた方にお聞きします。

①施設あたりの受け入れ定員 【 ある (人) ・ ない 】

②受け入れに関する要綱・要領 【 ある ・ ない 】

③研修の実施 【 ある ・ ない 】

5-8. 保護者からの費用徴収

1. ある 2. ない

※ あると答えた方にお聞きします。

(1) 徴収名目は

1. おやつ代 2. 保育料 3. その他()

(2) 金額

| | あてはまるところに○ |
|-----------------------|------------|
| 1. 無料 | |
| 2. 3,000 円以内 | |
| 3. 3,001 円~5000 円 | |
| 4. 5,001 円~10,000 円未満 | |
| 5. 10,000 円以上 | |

5-9. 学童保育での一時保育

1. あり 2. なし

5-10. 合理化への動きはありますか

1. あり 2. なし

※ありと答えた方へお聞きします。

5-11. 人員削減の動きはありますか。

1. あり 2. なし

(具体的に)

5-12. 給与削減の動きはありますか。

1. あり 2. なし

(具体的に)

5-13. 指定管理者制度への動き（公設公営のみ）はありますか

1. あり 2. なし

5-14. 職員の配置・採用等についての問題点はありますか（複数回答可）。

2. 募集をしても人が集まらない。 2. よい人材が集まらない。
3. 職員が定着しない（離職者が多い）。 4. 仕事量(内容)に対して配置数が不十分

6. 放課後子ども教室についてお聞きします。

(当てはまるところに、○または必要事項をご記入ください。)

6-1. 放課後子ども教室は実施されていますか。

1. あり (箇所) 2. なし 3. 設置検討・準備中

※ あると答えた方にお聞きします。

6-2. 所管はどこですか。

1. 福祉部関係 (課) 2. 教育委員会 (課) 3. その他 (課)

6-3. 放課後子ども教室と他の事業との連携はありますか。

1. 放課後児童クラブと連携 2. 児童館と連携 3. 不明

※ご協力ありがとうございました。

編集後記

今回の2007年度児童館学童保育（放課後児童クラブ）実態調査では、一般行政職給与表を持つ雇用職員を除いた「学童保育で働く職員の雇用実態」「児童館で働く職員の雇用実態」について賃金を中心に分析しました。学童保育と児童館で、各分野の分析方法が異なるのは、それぞれに置かれた現状の違いがあるからです。

学童保育については、回答736単組の内、学童保育「あり」と答えた単組は625です。この中で、若干の賃金未記入単組を除き、時給制の職員を雇用していると回答した単組254（複数回答の単組があり基礎数を282とした）を抽出して賃金単価を調べると、900円以下が8割を超えていました。また、時給制の職員だけで運営されている学童保育がある単組は254単組中206と8割を超えていました。問題点についても、月給制のなかでは、「募集しても人が集まらない」が5割近くありました。

児童館については、回答736単組の内、児童館「あり」と答えた単組は443です。この中で、公設公営300単組の内、一般行政職給与表以外の月給制職員を抽出したところ、非正規雇用が123単組ありました。公設民営124単組を調べると、月給制正規職員は14単組、非正規職員はわずか7単組でした。

また、時給制職員の時間単価については、公設公営・公設民営合わせて51単組を抽出しましたが、学童保育と同じ900円以下が8割近くになりました。

今回の分析につきましては、保育部会幹事のなかで児童館・学童保育担当者3名が、何度も集まり手作業で抽出・分析を行ってきました。雇用実態データの抽出方法、分析については、まだまだ満足したものではありません。

そして、課題が山積している学童保育・児童館の今後の運動に、自治労本部はもちろんのこと、現場の皆さんにさらに分析をしていただきながら、少しでも活用していただけると幸いです。

最後に、お忙しい中、多くの組合員のご協力をいただき、ありがとうございました。また、データの処理・分析については、手作業のため、不備がありましたらこの書面をもってお詫びいたします。

付属のCDは市町村別（736件）のアンケート集計結果、資料です。ご閲覧・ご参照下さい。資料はテキスト抽出もできますので、Excelデータと合わせてご活用下さい。